

令和6年7月1日  
財 務 局

## 工事等における前払金制度の改正について

前払金とは、資材購入や労働者の確保等、工事等の着手資金の確保のため、契約金額の一定割合を前払いするものです。

この度、工事等における前払金制度を下記のとおり改正します。

### 1 契約事務規則の主な改正内容

#### <改正前>

- 一 契約金額が三十六億円未満の場合 契約金額の三割(土木工事、建築工事及び設備工事については、四割)を超えない額(三億六千万円を限度とする。)
- 二 契約金額が三十六億円以上の場合 契約金額の一割を超えない額

#### <改正後>

- 一 契約金額が七十二億円未満の場合 契約金額の三割(土木工事、建築工事及び設備工事については、四割)を超えない額(七億二千万円を限度とする。)
- 二 契約金額が七十二億円以上の場合 契約金額の一割を超えない額

### 2 適用日

令和6年10月1日以降に公告等を行う案件から適用されます。

#### 【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当 直通(03)5388-2607